

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線の 事業計画変更認可取得について

1. 概要

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線は、平成26年10月27日付け東京都告示第1438号で事業認可の告示がされました。

本事業は平成26年10月27日から令和3年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、下水道等の埋設工事が難航しており、期間内の事業完了が困難となったため、事業施行期間を6か年延長とする変更認可を申請しました。

令和3年3月17日付け東京都告示第289号で事業計画の変更が認可され、事業施行期間は令和9年3月31日までに延長となりましたので、期間内での事業完了ができるよう引き続き進めてまいります。

2. 事業内容

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線

施行者：狛江市

事業地：狛江市岩戸北一丁目及び岩戸北二丁目各地内

延長：330m

幅員：16m

事業施行期間：平成26年10月27日から令和9年3月31日まで



三 事業施行期間
街路第五百五十七号線
平成二十五年四月十二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第四百九十一号
東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七十四号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年三月二十一日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十三年東京都告示第九百五十九号

東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七十二号線
- 三 事業施行期間 昭和六十三年十月五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十年東京都告示第千二百六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路大田区画街路第一号線
- 三 事業施行期間 平成十年十二月十一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第五十五号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十三号稻荷前線
- 三 事業施行期間 平成二十一年一月二十日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千四百三十八号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の
種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・十六
号和泉多摩川藤塚線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月二十七日から令和
九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第三百二号国分
寺都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同
条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に
より、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の
種類及び名称 国分寺都市計画道路事業三・四・十
二号国分寺駅上水線
- 三 事業施行期間 平成二十九年三月一日から令和九年
三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第四百四十六号
立川都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の
種類及び名称 立川都市計画道路事業都市高速鉄道
東日本旅客鉄道中央本線付属街路第
二号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から令和七
年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和二年東京都告示第十三号三十三
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（国分寺市東恋ヶ

窪三丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその
化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去